

議会運営委員会

令和4年8月4日（木）

午前9時59分開会

○南委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。昨日は尾鷲市は37.7度ということで、物すごい酷暑でございましたけれども、今日は若干穏やかな感じがいたしておりますので、議会運営委員会も穏やかに進めたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日、第3回目の一般質問のあり方等についてということで、最終的に、答申案は大体まとめさせていただいておりますので、皆さんに御理解を賜りたいと思います。

振り返りますと、6月21日、議長から一般質問のあり方等についてという諮問をいただいて、6月29日、第1回、それで、7月15日、第2回、途中で7月8日に、鳥羽市さんの一般質問の在り方の運用について、議長、正副委員長で勉強をさせていただいております。

そういった中で、やはり議会の一般質問を制約するものではなく、むしろ議員全員が共通認識を持っていただいて、実りある一般質問をしていこうということで2回の会議をさせていただいており、各委員さんからも、種々、意見をいただいた上で、今回、最終的な答申案を皆さんにお示しいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

また、この一般質問の発言通告につきましては、高芝議会事務局長のほうから若干説明をしていただけますか。

○高芝議会事務局長　それでは、まず、申合せ事項の改正案について説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○南委員長　はい。

○高芝議会事務局長　まず、ただいま通知させていただきました申合せ事項の改正案、赤字部分を御覧ください。この改正案につきましては、先般からの議会運営委員会における協議内容などを踏まえまして、本市議会申合せ事項中、一般質問について、従前は、「通告書には質問の要点を明記する」となっておりましたものを、「通告書には質問の要旨を具体的に明記する」に改めまして、当該申合せ事項項目

の次に、「質問の要旨は、執行部がおおよその答弁の準備ができる内容とする」、こちらを加えるものでございます。

次に、一般質問発言通告書の新しい様式案のほう、ただいま通知させていただきます。この新様式案につきましても、先般からの議会運営委員会における協議内容などを踏まえまして、質問事項ごとの従前の細かい区分、こちらのほうをなくしまして、質問要旨の記載スペースのほうを十分に確保する形に、様式を見直すものでございます。

説明は以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございます。

様式の説明と、今、局長から説明がありましたように、通告書には要点を具体的に明記することと、執行部がおおよその答弁の準備ができる内容とすることを一般質問の申合せの中で、項目の中で入れさせていただいたほうがよろしいんじゃないかというような説明でございまして、委員会としても、そのような感じで方向性は進んでおりますので、後の全員協議会のほうで議長のほうから全議員に諮っていただいて、皆さんの御理解を賜りたいと、このように考えております。

続きまして、それでは、申合せ事項のほうの案に入らせてもらってもよろしいでしょうか。よろしいですか。

○村田委員　　ちょっとだけ教えてください。この議会運営委員会が済んでから議長に答申するんですね。

○南委員長　　はい。

○村田委員　　それから、全協ということなんですね。

○南委員長　　はい、その方向でおります。

○村田委員　　分かりました。

○南委員長　　今、村田委員さんが質問がありましたように、答申案をお示しした上で、皆さんの御理解を得られたら、後に様式をしっかりと整えて、議長のほうへ正副委員長で答申をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局長、答申案のほうの説明の前に、各議員さんに配付をお願いいたします。

配付終了いたしましたか。

それでは、事務局長をして説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長　　それでは、ただいま配付させていただきました答申案のほう、説明させていただきます。

まず、1、調査、検討の目的、こちらにつきましては、議長の今回の諮問に基づきまして、一般質問に係る要旨の事前通告、発言のあり方などにつきまして、現状の運用、改善点等を調査、検討することで、議員間の共通理解を進め、有効で有意義な一般質問を実現するためとなっております。

次に、2、答申内容、こちらにつきましては、本市議会における一般質問要旨の通告方法につきまして、一般質問発言通告書の様式を別紙1のとおり見直しを行い、質問の要旨を具体的に記載の上、通告締切りまでに議長に提出することを全議員間の共通理解とすべきと判断すること。あわせて、一般質問発言通告書に記載する質問の要旨とは、執行部がおおよそその答弁の準備ができる内容とするべきことと、議会事務局、執行部の聞き取りには、従前のとおり、適宜対応すべきことを議会運営委員会において確認していただいたという答申内容となっております。

説明のほう、以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

答申案の説明は以上でございます。御意見のある方、この答申案について、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、この答申案については、議会運営委員会としてお認めをいただいたものと理解をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

大変、話が前後しますが、申し遅れましたけれども、濱中委員さんが体調の不良のため、欠席でございますことを併せて御報告を申し上げておきます。

特にこの際ですので、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、ないようですので、この後に様式をしっかりと整えて、議長室のほうで答申をさせていただきます。よろしくお祈いします。

これを持ちまして、議会運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。

（午前10時06分　閉会）